

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金について (2月8日以降の時間短縮分)

緊急事態宣言の延長を踏まえ、飲食店への営業時間短縮の要請期間を3月7日まで延長することとしたことに伴い、2月8日から3月7日までの全期間、要請に御協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給します。

1 支給対象

令和3年2月8日から3月7日までの全期間、継続して要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

【要請の内容】

- ・ 20時から翌朝5時までの営業自粛
- ・ 酒類の提供は11時から19時まで

2 支給額

1店舗あたり一律168万円（1日6万円）

- ※ 要請期間中に協力要請が解除になった場合は、協力日数に応じた額を支給します。
- ※ 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。
- ※ 協力金の申請時に営業時間の短縮及び酒類の提供時間の短縮を行ったことや酒類の提供時間などを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

3 予算について

補正予算額 770億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
- ※ 2月議会で補正予算を追加提案します。

4 本協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894

【受付時間】 9時から18時まで（土・日・祝含む）